相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県福島市岡島字向三七番地三、最後の住所福島県福島市岡島字向三七番地の三

被相続人　亡　永井　次男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月一日

事務所　福島県福島市山下町八番一五号

相続財産管理人　菊池　吉彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県常陸太田市内田町二六九二番地、最後の住所茨城県日立市大みか町一丁目一三番一八号

被相続人　亡　小田部一夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月一日

茨城県ひたちなか市勝田中央五番二号

相続財産管理人　司法書士　中里　隆幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県木更津市本郷二丁目二八五九番地、最後の住所千葉県袖ヶ浦市長浦駅前七丁目七番地一二

被相続人　亡　伊達　昌男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月一日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番四号

マニュライフプレイス千葉六階　伊藤綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　伊藤　義文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県越前市天王町一九二番地、最後の住所福井県南条郡南越前町鋳物師第五号一〇番地の一

被相続人　亡　平澤　快子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月一日

事務所福井県越前市新町第八号一番地一二

相続財産管理人　司法書士　土田　康博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県篠山市大山下四一五番地一、最後の住所三重県伊賀市桐ケ丘六丁目一五二番地

被相続人　亡　雪岡　悦次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月一日

名古屋市中区丸の内一丁目六番九号丸の内エス・テイビル二〇一号

相続財産管理人　弁護士　加藤　睦雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市東区白壁三丁目二〇一番地、最後の住所愛知県尾張旭市北原山町大久保見二〇三〇番地ネオハイツ森林公園Ａ―三〇三号

被相続人　亡　田島　泰次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月一日

名古屋市中区大須四丁目一三番四六号ウィストリアビル四階小栗・石畔法律事務所

相続財産管理人　弁護士　飯島　美恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市大塩町三番地一、最後の住所兵庫県姫路市飾磨区阿成一三番地二一

被相続人　亡　歌野　孝昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月一日

兵庫県姫路市飾磨区野田町一六〇番地

相続財産管理人　弁護士　森川　正章

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市夢前町又坂一〇〇番地、最後の住所兵庫県姫路市夢前町又坂一〇〇番地

被相続人　亡　植月　啓介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月一日

兵庫県姫路市飾磨区三宅一丁目三九番地

相続財産管理人　弁護士　高谷　武良

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県宍粟市山崎町元山崎六八番地、最後の住所兵庫県姫路市白国三丁目一番三〇―八〇八号リベール白国

被相続人　亡　山本　哲也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月一日

兵庫県姫路市飾磨区三宅一丁目三九番地

相続財産管理人　弁護士　高谷　武良

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高岡郡津野町烏出川三一七番地、最後の住所高知市南万々六九番地二ハイツ戸田一〇一

被相続人　亡　戸田　智

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月一日

高知市大川筋二丁目三番二七号岡林司法書士事務所　相続財産管理人　岡林　幸男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県宗像市田熊六丁目一二三五番地四、最後の住所福岡県宗像市田熊六丁目六番一九号

被相続人　亡　村上　久夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月一日

福岡県福津市手光南一丁目二番一八号

相続財産管理人　司法書士　板鳥　博子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県曽於郡大崎町野方一〇一九一番地、最後の住所鹿児島県肝属郡肝付町後田五〇一番地

被相続人　亡　東　みどり

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月一日

鹿児島県鹿屋市寿八丁目一七番四七―五号

相続財産管理人　前田　智史

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十一年九月一日

一、墳墓等所在地　東京都葛飾区青戸八―二四―二九

一、墳墓等の名称　延命寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　東京都葛飾区青戸八―二四―二九　延命寺

第９期決算公告

平成21年９月１日　東京都千代田区神田錦町三丁目23番地

アイ・シグマ・キャピタル株式会社

代表取締役　加納　道章

貸借対照表の要旨　（平成21年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,123,349	流動負債	272,220
固定資産	83,778	（賞与引当金）	(15,000)
有形固定資産	12,105	（手数料返還損失引当金）	(44,000)
無形固定資産	90		
投資その他の資産	71,583	株主資本	935,197
		資本金	300,000
		利益剰余金	635,197
		利益準備金	58,200
		その他利益剰余金	576,997
		（うち当期純利益）	(243,832)
		評価・換算差額等	△290
		その他有価証券評価差額金	△290
資産合計	1,207,128	負債・純資産合計	1,207,128